

# ◎ 応募要領を熟読した上でお申込みください。

## 令和6年度 広島県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修 応募要領

### 【実務経験2年以上（基礎研修修了後）】

#### 1 目的

広島県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修（以下「実践研修」という。）は、個別支援計画の作成に携わっていることを前提とし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の本来業務を実践するために、サービス提供のプロセスにおける「支援会議の運営」及び「サービス提供職員への助言・指導」に関する講義及び演習を実施する。

加えて、演習等のグループワークを通じ、各自が実際に作成した個別支援計画の内容等の質の向上を図る。

**※ 令和6年度末までで、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の資格を失効する方のうち、更新研修を受講できなかった方は、再度、実践研修を受講する必要がありますが、今年度の実践研修の受講対象外となります。該当する方は、来年度以降の「実践研修」を受講してください。**

#### 2 実施主体及び実施機関

実施主体 広島県

実施機関 社会福祉法人 尾道さつき会

#### 3 研修の種類

次の（１）及び（２）の両研修は同日・同カリキュラムで実施します。

詳細は「5 受講要件」を確認してください。

##### （１）サービス管理責任者実践研修

指定障害福祉サービス事業所に配置されるサービス管理責任者の養成研修

##### （２）児童発達支援管理責任者実践研修

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所に配置される児童発達支援管理責任者の養成研修

#### 4 研修日程

会場開催（全日程ともに、概ね9：00～17：30の間に講義・演習を行います。）

この研修は2日間の研修です。受講決定通知において指定するいずれかの会場・日程で受講してください。

	日程	会場	受講定員
福山会場①	令和7年2月4日（火） 5日（水）	福山ビッグローズ Aホール (福山市御幸町大字上岩成字正戸 476-5)	250名 ※実務経験6月以上の 申込者との合計
広島会場②	令和7年2月12日（水） 13日（木）	広島産業会館西展示館 第1展示場 (広島市南区比治山本町 16-31)	250名 ※実務経験6月以上の 申込者との合計

#### 【研修会場について】

定員を超過した場合は、会場の変更をお願いする場合があります。

なお、特定の会場を希望される方は、必ず理由を申込フォームの所定の欄に御記入ください。

記入のない方は、他の会場（日程）へ変更可能であると判断します。

※ 受講決定後の研修の会場変更はできません。

## 5 受講要件

### (1) サービス管理責任者実践研修

次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 令和元年度以降にサービス管理責任者基礎研修を修了した者で、実践研修の受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者

イ 指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人（所属もしくは所属予定等の法人）からの推薦が得られる者（推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。）

**※ 個人からの申込みは不可です。**

エ 事前課題を自らが作成・提出し、研修事務局による審査の上で受理された者

### (2) 児童発達支援管理責任者実践研修

次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 令和元年度以降に児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者で、実践研修の受講前5年間に2年以上の相談支援または直接支援業務の実務経験がある者

イ 指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人（所属もしくは所属予定等の法人）からの推薦が得られる者（推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。）

**※ 個人からの申込みは不可です。**

エ 事前課題を自らが作成・提出し、研修事務局による審査の上で受理された者

#### 平成30年度以前の修了者について

- 令和5年度までに「更新研修」を受講していない方は当研修（実践研修）を受講してください。
- 事業所へ配置が予定されている方のみ受講してください。実務経験は問いません。
- ※ 今年度の「更新研修」受講対象者（令和元年度更新研修修了者）は受講対象外となります。**

#### 留意事項

- 期限までに必要書類未提出、また受講費用未納の場合は、受講不可とします。
- 研修受講の申し込みは、法人単位のみで可能であり、個人からの申込みは不可です。
- 研修受講前及び受講中に、退職等により研修受講等に係る責任を負う法人（事業所）からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び法人（事業所）に確認の上、受講不可とする場合があります。また、受講決定後に推薦法人を変更することはできません。
- 研修修了後に受講要件を満たさないことが発覚した場合は、修了証書を返却していただきます。

## 6 受講費用

1人 16,000円

振込先など詳細は、メールでお送りする「**受講決定通知**」にてお知らせします。（**受講決定後にお支払いください。**）

受講決定通知書に記載の期日までに、振込がなかった場合には受講不可とします。

受講費用納入後は、いかなる場合も返金はありません。

## 7 申込みについて

### (1) 申込み方法

広島県ホームページに掲載の**申込フォーム**より申込みをしてください。郵送、FAX、持ち込みによる提出は受け付けません。

申込フォーム／必要様式 掲載ページ URL	申込期限
<p>広島県 障害者支援課 ホームページ</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/jissen2024.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/jissen2024.html</a></p> 	<p>12月6日(金) 17:00まで (厳守)</p>

(2) 提出書類

必要様式は広島県ホームページに掲載しています。

① **受講申込書** **申込フォーム** **【実務経験2年以上(基礎研修修了後)】**

② **添付書類** (PDF形式等) 申込フォームの添付欄に貼り付けてください。

提出物については漏れの無いように、必ず次の表で確認(☑)をした上でお申込みください。

☑	提出書類	提出形式
<p><b>【全員提出】</b></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>要：代表者印</p>	<p>ア</p> <p>様式2 基礎研修修了後の実務</p> <p>■ <b>実務経験証明書(基礎研修後2年以上)</b> ※代表者印が必要          ※基礎研修後～実践研修受講の前日(見込み)の実務を算入します。          ※記載内容が同等であれば、任意の書式も可</p>	PDF
<p><b>【全員提出】</b></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>イ</p> <p>令和元年度から令和4年度</p> <p>■ <b>サービス管理責任者基礎研修修了証書</b> または  <b>児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書、受講証明書</b></p> <p>※ サビ・児管両方を修了された場合は、両方提出してください。          ※ 名前が異なる場合は、提出書類(オ)を提出してください。          ※ 平成30年度以前にサビ児管研修を修了した方は、修了証書(分野別)を提出してください。</p>	PDF
<p><b>【全員提出】</b></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>要：代表者印</p>	<p>ウ</p> <p>様式3 ■ <b>推薦書</b> ※代表者印が必要</p>	PDF
<input type="checkbox"/>	<p>エ</p> <p>様式4 <b>【合理的配慮を要する場合のみ】</b> 合理的配慮申出書</p>	PDF/Word
<input type="checkbox"/>	<p>オ</p> <p><b>【修了証書の名前が異なる場合のみ】</b> 戸籍抄本          (運転免許証や健康保険証等、公的に現在の名前を証明できる書類であれば可)</p>	PDF
<input type="checkbox"/>	<p>カ</p> <p>様式5 <b>【不足書類がある場合のみ】</b> 不足書類申出書</p>	PDF/Excel

平成30年度以前のサビ児管研修修了者 提出書類 ※実務経験は問わないため下記のみ提出

イ 平成30年度以前の **修了証書** (分野別)

ウ 様式3 **推薦書** ※代表者印が必要

※ 必要に応じて、エ 合理的配慮申出書・オ 名前の証明書・カ 不足書類申出書 を提出してください。

① 申込フォーム について

- ◆応募要領及び広島県ホームページ掲載の資料を十分に確認した上で申し込んでください。
- ◆事前に添付書類（PDF 等データ）を揃えた上で入力してください。
- ◆記入必須の項目については、間違いや漏れの無いようにしてください。
- ◆優先的に受講を希望する理由・その他の連絡事項等があれば、備考欄に記入してください。
- ◆氏名の漢字、生年月日は 申込フォーム に記載のとおり修了証に印字されますので、間違いのないよう入力してください。
- ◆メールアドレス記入欄は、間違いのないよう記載してください。キャリアメールは不可です。

例：@docomo.ne.jp、@ezweb.ne.jp、@softbank.ne.jp 等は、不可です。

② 添付書類 について

- ◆添付書類ア～ウ・オは、必ず **PDF 形式にて** 申込フォームに添付してください。  
※必要書類が揃っていない場合は【カ **様式5** **不足書類申出書**】を添付してください。  
不足書類は忘れないよう、必ず後日提出してください。
- ◆ア：「実務経験証明書」について
  - ・基礎研修修了後 2年(360日)以上 の実務を証明できるもの。  
基礎研修修了から研修開始の前日までの従事期間（見込み）を記入してください。  
受講に必要な実務年数、且つ日数を満たしているか必ず確認してください。
  - ・実務経験証明書は、勤務先に証明を依頼してください。（記載内容が同等であれば任意の様式可）  
基礎研修前の従事期間が記載されていても構いませんが、基礎研修後の期間のみ算入します。
  - ・実務経験証明書は、法人(代表者)印が必要です。押印が無いものは無効となりますので、提出の際には Word 形式のまま添付しないでください。
- ◆ウ：「推薦書」について
  - 必ず法人（所属事業所）の推薦を得てください。推薦書は法人(代表者)印が必要です。  
押印が無いものは無効となりますので、提出の際には Word 形式のまま添付しないでください。

修了証書紛失等の場合は、以下の URL より研修修了証明書の申請手続きをしてください。

「相談支援従事者研修・サビ児管研修の研修修了証明書の発行について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/saihakkou.html>

※申込フォームの送信が完了したら、申込者メールアドレス宛に完了メールが自動返信されます。

メールが届かない場合は、メールアドレスに誤りがある可能性がありますので、研修事務局まで連絡してください。連絡のない場合、受講決定通知発送後は申込受付できません。必ず自動返信される申込完了メールを確認してください。

## 8 受講決定

受講決定者には「受講決定通知書」を、メールにてお送りします。

受講決定通知日	方法
12月13日（金）までにメールで通知します。	<input type="text" value="申込者メールアドレス"/> 及び <input type="text" value="受講者本人アドレス"/> へメールします。

※通知日までにメールが届かない方は、必ず研修事務局まで連絡してください。

## 9 事前課題等について

### 1 実践研修事前課題 及び 事前動画視聴（100分）

この研修の受講には、事前課題及び事前動画の視聴レポートの提出等が必要です。  
指定期日までに事前課題及び視聴レポートの提出等がない場合は受講不可となります。  
詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

### 2 受講決定後「受講者専用ページ」より事前課題・事前動画視聴を行う



### 3 指定期日 令和7年1月6日（月）17:00 までに、事前課題・視聴レポート等を提出する。

※3を期日までに完了後、正式に受講決定となります。

## 10 問い合わせ

申込みや研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。  
問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号／受付時間	メールアドレス
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局	082-275-5445 平日 9:00～17:00	web@satukikai.com

※毎年、問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。

応募要領及び広島県ホームページを確認いただいた上で、お問い合わせください。

## 11 修了証書

次の（１）及び（２）を満たす者に修了証書を交付します。

- （１）研修事務局が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
- （２）全ての課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適当と認められた者

課題未提出等、研修事務局が適当でないと判断した者には修了証書は交付しません。

## 12 その他

### （１）遅刻について

講義の開始から30分以上遅れた者は欠席とみなし、それ以降の講義を受講不可とします。  
ただし公共交通機関の乱れ等、研修事務局がやむを得ない事情であると判断する場合を除く。  
※遅刻・欠席の場合は、必ず研修事務局へ連絡してください。

#### ① 30分以内の遅刻

受講していない時間について、補完の必要がある場合は追加課題をお願いすることがあります。

#### ② 30分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。遅れる場合は、すみやかに事務局へ連絡してください。  
状況を聞き取りの上、受講の可否を決定します。

なお、やむを得ない事情であると判断する場合、受講していない時間の補完として、追加課題をお願いすることがあります。

- （２）虚偽の申込や他人が作成した課題の複製等、悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、状況によっては、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

- (3) 個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適切に取り扱います。
- (4) 当該研修修了者は、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。
- (5) 提出いただいた実務経験証明書等を基に決定していますが、これによって事業所の人員配置基準を満たしていることを保証するものではありません。